

檜原クレジットの
カーボン・オフセット利用の認定モデルに関する
ガイドライン
(檜原クレジット・カーボン・オフセット
認定モデルガイドライン)

Ver. 1.1

平成 25 年 9 月 2 日

平成 25 年 11 月 5 日改訂

檜原村木質バイオマス推進協議会

目次

1	総則	2
1.1	目的	2
1.2	用語の定義	2
1.3	基本的方針	2
1.4	基本文書一覧	3
1.5	檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルの原則	3
2	運営体制	3
2.1	運営管理者	3
2.2	業務内容	3
2.3	ワーキンググループの構成	4
2.4	ワーキンググループの運営	4
3	手続き	4
3.1	手続きの流れ	4
3.2	カーボン・オフセット実施計画書の作成	5
3.3	檜原クレジット・カーボン・オフセット申請書の確認、認定	5
3.4	檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの付与申請書の作成	6
3.5	檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの付与申請書の確認、認定ラベルの付与	6
3.6	認定の取消し	6
4	附則	6

1 総則

1.1 目的

檜原クレジットのカーボン・オフセット利用の認定ガイドライン（（檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルガイドライン）、以下「本ガイドライン」という。）は、檜原村の木質バイオマス資源を有効活用し、温室効果ガスの排出削減・吸収することで認定されたクレジット（以下、「檜原クレジット」という）を利用して、カーボン・オフセットの取り組みを行い、その取り組みを認定する枠組み（以下、「檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデル」という）の基本的方針及び原則を示すとともに、檜原クレジットのカーボン・オフセット認定の運営のために必要な業務並びに檜原クレジットのカーボン・オフセット認定を利用する者が従うべき要件及び手続きを規定することを目的とする。

1.2 用語の定義

用語	定義
カーボン・オフセット	市民、企業等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的に温室効果ガスを削減する努力を行うものの、日常活動上、削減困難な温室効果ガス排出量について、他の場所で実施された温室効果ガス削減プロジェクトに資金提供するなどして、認定されたCO ₂ 削減量（檜原クレジット）を取得し、それを自己の全部または一部の排出量と埋め合わせることで、自己の排出量を実質的に削減したものとみなす取り組み。
カーボン・オフセット認定	一定の水準を満たすカーボン・オフセットの取り組みを認定し、それを証するロゴマーク等を付与すること。
カーボン・オフセット量	認定されたCO ₂ 削減量（檜原クレジット）と埋め合わせる、市民・企業等の温室効果ガス排出量。

1.3 基本的方針

- ① 檜原村のバイオマス資源の利用を促進するカーボン・オフセットの取り組みを認定する枠組みとする。
- ② 簡易的な認定方法を採用するものの、過大な温室効果ガスのカーボン・オフセット量の認定にならないように留意する。
- ③ 認定コストの最小化を図るために、汎用性のある認定方法とする。
- ④ 一定の透明性、信頼性を確保することに留意した上で、効率的な管理機能を採用する。

1.4 基本文書一覧

檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルの運営に関連する制度文書は以下のとおりである。

- ① 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルガイドライン
檜原クレジット・カーボン・オフセット認定の枠組みの基本的方針及び原則、協議会の業務並びに檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルを利用する者が従うべき要件及び手続きを規定したもの（本文書）
- ② 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデル実施規程
申請者が檜原クレジット利用計画書の作成からカーボン・オフセット認定関連の証書付与までの一連の手続きにおいて満たすべき要件を定めたもの。

1.5 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルの原則

- ① 環境価値のダブルカウントの禁止
認定されたCO₂削減量（檜原クレジット）の重複利用を回避すること。
- ② 保守的なオフセット量の認定
精緻なデータの提出ができない場合など、オフセット量の過大申告のおそれがある場合には、より保守的なオフセット量の計算を行う。
- ③ 公開による透明性・信頼性の確保
認定に関連するデータ等を公開し、透明性・信頼性の確保に努める。

2 運営体制

2.1 運営管理者

檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルは「檜原村木質バイオマス推進協議会」が運営し、ワーキンググループを設置する。

2.2 業務内容

- ① 制度文書の決定及び改廃
- ② プロジェクトの確認・認定
- ③ カーボン・オフセット認定ラベルなどの証書類の発行
- ④ プロジェクト申請情報の公開

- ⑤ その他檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルの運営に必要な業務

2.3 ワーキンググループの構成

- ① 協議会メンバーを中心として、5人以上とする。
- ② 委員の任期は特に定めない。
- ③ 委員長を置き、委員の互選により選任する。




2.4 ワーキンググループの運営

- ① 委員長が招集する。
- ② ワーキンググループは、委員の総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、当該議決について、ワーキンググループに出席することができない委員があらかじめ書面等により議決権の行使を委員長に一任する意思を表明した場合は、当該委員を出席したものとみなす。
- ③ ワーキンググループの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- ④ 議事内容について特別の利害関係を有する委員は、③の議決に加わることができない。
- ⑤ ワーキンググループの審議については記録を行い、審議の概要を公開する。
- ⑥ ワーキンググループは、必要に応じて電磁的方法又は書面による開催とすることができる。
- ⑦ 上記に定めるもののほか、議事の手続その他ワーキンググループの運営に必要な事項は、委員長がワーキンググループに諮って定める。

3 手続き

3.1 手続きの流れ

檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルにおける手続きの概要は以下のとおり。

	プロジェクト実施者	檜原村協議会
(1)カーボン・オフセット実施計画の確認	①カーボン・オフセット実施計画書作成 	②計画認定
(2)カーボン・オフセット認定ラベル付与申請の確認	③カーボン・オフセット認定ラベル付与申請書作成 	
(3)カーボン・オフセット認定ラベルの付与	⑤カーボン・オフセット認定ラベル付商品等の販売 	④カーボン・オフセット認定ラベル付与

3.2 カーボン・オフセット実施計画書の作成

カーボン・オフセットの取り組みに対する認定の申請を行う場合は、カーボン・オフセットの取り組みの実施者は、実施規程に従って、カーボン・オフセット実施計画書を作成する。カーボン・オフセットの取り組みは、次に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。

【カーボン・オフセットの実施要件】

- ① 平成 24 年 4 月 1 日以降に実施されたものであること
- ② 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルとして公開された申請要領に基づいていること
- ③ クレジット売却収入は檜原村のバイオマス資源の利用を促進するためのものであること
- ④ クレジット売却収入の利用用途を明らかにし、活用結果を報告すること
- ⑤ カーボン・オフセットの取り組みの実施期間を定めること
- ⑥ オフセット主体が排出削減の必要性を認識する取り組みであること
- ⑦ その他檜原クレジット・カーボン・オフセット認定モデルの定める事項に合致していること

3.3 檜原クレジット・カーボン・オフセット申請書の確認、認定

プロジェクト実施者は、実施規程に従って、檜原クレジット・カーボン・オフセットの認定の申請を行う。

運営管理者は、カーボン・オフセット実施計画書が適切であると認められる場合には、認定する。また、プロジェクト実施者に対して、遅滞なく認定の通知を行うとともに、カーボン・オフセット実施計画書の内容について、遅滞なく公開する。運営管理者は認定の申請を受理した日から 10 週間以内に発行の可否の決定を行うよう努めるものとする。

3.4 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの付与申請書の作成

プロジェクト実施者は、実施規程に従って、檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの付与申請書を作成する。

3.5 檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの付与申請書の確認、認定ラベルの付与

プロジェクト実施者は、実施規程に従って、檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの付与の申請を行う。

運営管理者は、檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの付与申請書が適切であると認められる場合には、認定ラベルを付与する。また、申請者に対して、遅滞なく、認定ラベル付与の通知を行うとともに、檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベルの付与申請書の内容について、遅滞なく公開する。運営管理者は付与の申請を受理した日から 10 週間以内に発行の可否の決定を行うよう努めるものとする。

3.6 認定の取消し

檜原クレジット・カーボン・オフセット認定後に取り組みを取り消す場合は、申請者は、実施規程に従って、カーボン・オフセット実施計画書の変更届を運営管理者に提出する。取消し申請が受理された日以降は、カーボン・オフセットの取り組みを行うことができない。

また、運営管理者は、認定取得者による檜原クレジット・カーボン・オフセット認定ラベル等の不正利用が発覚した場合には、認定の一時停止又は取消し処分を行うことができる。

4 附則

本文書は平成 25 年 9 月 2 日から施行する。

改定履歴

Version	制定/改定日	有効期限	内容
1.0	平成 25 年 9 月 2 日	平成 27 年 3 月 31 日	新規制定
1.1	平成 25 年 11 月 5 日	平成 27 年 3 月 31 日	無効化プロセスの削除